

別紙

軽度者への福祉用具貸与の例外給付条件一覧

下記に示した貸与が可能となる基準（認定調査の結果）に該当する場合は、市へ貸与についての確認は不要です。

軽度者	対象外種目	状態像		貸与が可能となる基準（認定調査の結果）
要支援 1・2 要介護 1	ア 車いす 及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7（歩行） 「3. できない」
			(二) 日常生活範囲における移動支援が特に必要と認められる者	(※1)
	イ 特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4（起き上がり） 「3. できない」
			(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3（寝返り） 「3. できない」
	ウ 床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		基本調査1-3（寝返り） 「3. できない」
	エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1（意思の伝達） 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2 ～ 3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8 ～ 4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
(二) 移動において全介助を必要としない者			基本調査2-2（移動） 「4. 全介助」以外	
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8（立ち上がり） 「3. できない」	
		(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1（移乗） 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介助」	
		(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(※1)	
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者	(一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6（排便） 「4. 全介助」 基本調査2-1（移乗） 「4. 全介助」	

(※1) アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、阿蘇市では書面等確実な方法により、確認することでその要否を判断させていただきます。

(提出書類は「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて 5 主治医意見書について」を参照)